

日本旅行健康保険組合
禁煙治療費用補助金支給規程

(目 的)

- 第 1 条 日本旅行健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者及び被扶養者が日本国内の医療機関の禁煙外来等を受診し費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、禁煙を達成し疾病の発生を予防することで、健康の保持増進を図るとともに、被保険者等の禁煙意識の向上を図ることを目的とする。
2. 補助金の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(支給対象者)

- 第 2 条 日本国内の医療機関の禁煙外来において、禁煙治療の健康保険適用条件に該当しないため自由診療による禁煙治療を受診し、所定の禁煙外来プログラムを終了した、20歳以上の被保険者および被扶養者を対象とする。

(補助金の額・上限・回数)

- 第 3 条 補助金の額は、所定の禁煙外来プログラムの終了までの、自由診療に要した費用の10分の7相当額とし、上限を28,000円とする。
2. 前項により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
3. 補助金は1年に1回限りとする

(支給申請手続)

- 第 4 条 補助金を請求しようとする者は、禁煙外来プログラム終了後、原則として1カ月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。
- (1) 「禁煙治療費用補助金請求書」
- (2) 禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書（コピー可）
2. 受診から補助金請求までは、同一年度（4月～3月の間）であることとし、当該年度の最終月においては3月20日までを申請期限とする。

(補助金の不支給)

- 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行なわない。
- (1) 禁煙治療を途中で断念した場合
- (2) 補助金の申請について、不正・不当なものがあるとき。
- (3) 個人で購入した禁煙補助薬（ニコチンガム、ニコチンパッチなど）の費用。
2. 交付後に判明したときは、交付した補助金相当額を返還させることができる。

(そ の 他)

- 第 9 条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

付 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。